

議案第68号

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正する条例

(新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部改正)

第1条 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例(昭和46年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改める。

(新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市文化振興会館設置及び管理条例(平成5年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

330	440	660	880	1,100	1,540
1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
440	550	770	1,100	1,320	1,870

」を

「

440	550	770	990	1,210	1,650
1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
660	770	990	1,320	1,540	2,090

」に改

める。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正)

第3条 新居浜市営野球場設置及び管理条例(昭和28年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2,200
1,100
1,650
550

「

2,420
1,320
1,760
660

」を「」に、「440円」を「660円」に改める。

別表第2中「2,200円」を「3,300円」に改める。

(新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第4条 新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例(昭和45年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「1,500円」に改める。

(新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正)

第5条 新居浜市市民プール設置及び管理条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「30円」を「60円」に、「440円」を「450円」に改める。

(新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 新居浜市体育館設置及び管理条例(昭和52年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の1 市民体育館使用料の表中

「

22,000	33,000	44,000	88,000
11,000	16,500	22,000	44,000
44,000	66,000	88,000	176,000

」を

「

26,400	39,600	52,800	105,600
11,000	16,500	22,000	44,000
52,800	79,200	105,600	211,200

」に、

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			

「

円	円	円	
150	150	150	
50	50	50	
11枚綴 1,500円			

」を

」に、

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
1か月 1,100円			

「

円	円	円	
150	150	150	
50	50	50	
1か月 1,500円			

」を

」に

改め、同表の2 山根総合体育館使用料の表中

「

16,500	27,500	33,000	66,000
8,800	13,200	16,500	33,000
33,000	55,000	66,000	143,000

」を

「

19,800	33,000	39,600	79,200
8,800	13,200	16,500	33,000
39,600	66,000	79,200	171,600

」に、

「

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			

円	円	円	
150	150	150	
50	50	50	
11枚綴 1,500円			

」を」に、

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
1か月 1,100円			

「

円	円	円	
150	150	150	
50	50	50	
1か月 1,500円			

」を」に

改め、同表の3 多喜浜体育館使用料の表中

「

円	円	円	
110	110	110	
50	50	50	
11枚綴 1,100円			

「

円	円	円	
150	150	150	
50	50	50	
11枚綴 1,500円			

」を」に

改める。

(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第7条 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

500	800	1,000
1,000	1,500	2,000
1,000	1,500	2,000
500	800	1,000
500	800	1,000

」を

「

750	1,200	1,500
1,000	1,500	2,000
1,500	2,250	3,000

750	1,200	1,500
750	1,200	1,500

」に改める。

別表第2中「300円」を「400円」に改める。

(新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正)

第8条 新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

220	330	440	990
1,100	1,650	2,200	4,950

」を

「

220	330	440	990
1,430	2,150	2,860	6,440

」に、

「

2,200	3,300	4,400	9,900
440	550	660	1,650
1,100	1,650	2,200	4,950

」を

「

3,300	4,950	6,600	14,850
440	550	660	1,650
1,430	2,150	2,860	6,440

」に改める。

(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第9条 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「220円」を「253円」に、「110円」を「126円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の新居浜市文化振興会館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の新居浜市営野球場設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例第6条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の新居浜市市民プール設置及び管理条例別表の新居浜市東雲市民プール及び新居浜市山根公園屋内プールの回数券を所持する者が、当該回数券によって施行日以後に新居浜市東雲市民プール及び新居浜市山根公園屋内プールを使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の新居浜市体育館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第7条の規定による改正後の新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第8条の規定による改正後の新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第9条の規定による改正後の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

受益者負担の公平性の確保を目的として、本市の使用料及び手数料の額を改定するため、本案を提出する。